

徳島県告示第四百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年九月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
合同会社喜楽	徳島市末広五丁目一番五七―五号	ケアサポート喜楽	徳島市末広五丁目一番五七―五号	訪問介護	令和五年九月一日